

(4) 介護給付適正化事業について

○ 介護給付適正化事業

1) 介護給付費通知(実績・予定)

受給者に通知内容どおりのサービス提供を受けたか、支払った利用者負担額と相違ないか等の確認を促し、疑義があるサービス利用実績等を保険者に申し出てもらうことにより、架空請求などの不正・不適切な事例の発見の契機となり得るもの。

平成 14 年度 1 回 (3 月)

平成 15 年度 4 回 (6・9・12・3 月)

発送月	6 月	9 月	1 2 月	3 月	177
件数	10,959	11,182	11,564	12,100	
利用月	3 月分	6 月分	9 月分	12 月分	
問合せ数	65	63	28	21	

平成 16 年度 4 回 (6・9・12・3 月)

発送月	6 月	9 月	1 2 月	3 月	105
件数	11,999	12,335	12,560	12,788	
利用月	3 月分	6 月分	9 月分	12 月分	
問合せ数	29	21	27	28	

平成 17 年度 4 回 (6・9・12・3 月)

発送月	6 月	9 月	1 2 月	3 月	127
件数	14,721	15,177	16,044	16,435	
利用月	3 月分	6 月分	9 月分	12 月分	
問合せ数	29	33	30	35	

平成 18 年度 4 回 (予定)

2) 国保連合会 介護給付適正化システムの活用

- ① 医療情報との突合
 - ・ 介護給付と老人医療給付の整合性の点検確認
- ② 縦覧点検
 - ・ 複数月の明細書における算定回数の点検確認
 - ・ サービス間・事業所間の整合性の確認

3) ケアプランチェック及び給付費チェック

- ① ケアプランチェック

要介護認定の更新・変更申請時にケアプランの提出を求め、適正化調査員による聞き取り調査及び介護支援専門員によるチェックを行い、適正なサービス利用の確保を図るもの。
- ② 給付費チェック

給付実績等からサービス利用者を抽出してケアプランの提出を求め、計画内容と実際のサービス利用状況等を確認し、自立に向けての給付の適正化を図るもの。

4) 今後の取り組み

上記(1)・(2)・(3)について平成 18 年度も継続して実施予定。

○ その他

1) 居宅介護サービス事業者等への実地指導(立入調査)同行の状況について

区 分	内 容
居宅サービスの種類	訪問介護
調査内容 (調査日 H16.3.5)	1. 訪問介護員資格の無い者のサービス提供 2. 実際には提供していないサービス費の請求 3. 実際に勤務していない人員を届出ている
文書指摘 (H16.7.12)	実地指導の結果を通知し、改善報告書の提出
介護保険法第22条に基づく不適正請求の返還	岡山県倉敷地方振興局と調整後、返還額確定(自主返還による過誤調整) 3,351,159円

※参考 介護保険法

(不正利得の徴収等)

第二十二条 偽りその他不正の行為によって保険給付を受けた者があるときは、市町村は、その者からその給付の価額の全部又は一部を徴収することができる。

2 前項に規定する場合において、訪問看護、訪問リハビリテーション、通所リハビリテーション又は短期入所療養介護についてその治療の必要の程度につき診断する医師その他居宅サービス若しくはこれに相当するサービス又は施設サービスに従事する医師又は歯科医師が、市町村に提出されるべき診断書に虚偽の記載をしたため、その保険給付が行われたものであるときは、市町村は、当該医師又は歯科医師に対し、保険給付を受けた者に連帯して同項の徴収金を納付すべきことを命ずることができる。

3 市町村は、第四十一条第一項に規定する指定居宅サービス事業者、第四十六条第一項に規定する指定居宅介護支援事業者又は介護保険施設(以下この項において「指定居宅サービス事業者等」という。)が、偽りその他不正の行為により第四十一条第六項(第五十三条第四項において準用する場合を含む。)、第四十六条第四項(第五十八条第四項において準用する場合を含む。)、第四十八条第四項又は第五十一条の二第四項(第六十一条の二第四項において準用する場合を含む。)の規定による支払を受けたときは、当該指定居宅サービス事業者等に対し、その支払った額につき返還させるほか、その返還させる額に百分の四十を乗じて得た額を支払わせることができる。

2) 居宅介護サービス事業者の指定取消しについて

区 分	内 容
居宅サービスの種類	訪問介護
指定年月日	平成16年8月1日
所在地	倉敷市笹沖197番地1
事業所名称	総合サポートセンターたんぼぼ
開設者	有限会社つくし
開設者の所在地	倉敷市笹沖197番地1
指定取消しの年月日	平成17年9月30日
指定取消しの原因となる事実及び根拠となる法令の条項等	(同居家族によるサービス提供) 訪問介護員に、その同居家族である利用者に対する訪問介護を提供させ、介護給付費を不正に請求した。この事実は、法77条第1項第2号及び第3号に規定する指定の取消事由に該当する。
介護保険法第22条に基づく不正・不当請求の返還	不正・不当請求と認められるものについては、精査の上返還させることとする。なお、不正請求分については加算金(40%)を含めることとする。 要返還額(概算)約300万円

※参考 介護保険法第77条第1項第2号及び3号

第七十七条 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、当該指定居宅サービス事業者に係る第四十一条第一項本文の指定を取り消すことができる。

二 指定居宅サービス事業者が、第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすることができなくなったとき。

三 居宅介護サービス費又は居宅支援サービス費の請求に関し不正があったとき。